

令和5年度秋田県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和5年度秋田県介護職員処遇改善支援補助金(以下「補助金」という。)は秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)、令和5年度秋田県介護職員処遇改善支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 介護職員等を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。)に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、県実施要綱に基づき、介護職員等の賃金改善を実施する介護サービス事業所等を運営する法人を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる(1)に(2)及び(3)を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 一月当たりの介護報酬総単位数(基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))。

(2) 1単位の単価

(3) 県実施要綱の別紙1表1「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率

なお、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(申請手続)

第6条 財務規則第247条の規定によりこの補助金の交付を申請する者は、様式第1号による申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項による申請書を提出する際に、県実施要綱の別紙様式2による介護職員処遇改善計画書を添付するものとする。

(変更手続)

第7条 補助対象者は、補助金交付決定後に追加交付申請を行う場合、又は事業計画の変更に伴い減額申請を行う場合（介護報酬単位数の減に伴う減額変更を除く）には、様式第2号による変更申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、第6条による申請手続又は第7条による変更手続があったときはその内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

(概算払い)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、財務規則第255条の規定により実績報告をする

きは、様式第6号による実績報告書及び県実施要綱の別紙様式3による介護職員処遇改善実績報告書を別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助対象者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(調査)

第12条 知事は、補助事業の実施に関して、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 知事は、補助対象者が補助金の要件を満たしていないと判断したときは、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

交付申請額の内訳書

補助金の交付申請額（単位：円）	
-----------------	--

※「介護職員処遇改善計画書」の基本情報入力シートの「3 補助金の対象事業所に関する情報」と整合をとって入力してください。

	事業所名	介護保険 事業所番号	サービス区分	補助基準額（円）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
			合計	

補助金等交付変更申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 様

法人住所

法人名

代表者名

令和 年 月 日付け指令長寿一〇〇〇一〇 で交付決定のあった
補助金について、交付決定内容を変更したいので、次のとおり申請します。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 補助金等の名称 | 介護職員処遇改善支援補助金 |
| 2 補助事業等の種類 | 介護職員処遇改善支援事業 |
| 3 補助金の交付変更額 | |
| (1) 変更前交付決定額 | <u>金 円</u> |
| (2) 変更後交付申請額 | <u>金 円</u> |
| 4 補助事業等の実施期間 | |
| 5 変更を受けたい理由 | |
| 6 添付書類 | |
| (1) 変更申請の内訳書 | |

変更申請の内訳書

補助金の交付申請額	変更前 (円)	変更後 (円)	増減 (円)

	事業所名	介護保険 事業所番号	サービス区分	補助基準額		
				変更前 (円)	変更後 (円)	増減 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
			合計			

交付実績の内訳書

補助金の実績額	実績額 (円)	うち4月・5月分 実績額 (円)

	事業所名	介護保険 事業所番号	サービス区分	実績額 (円)	うち4月・5月分 実績額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
				合計	